

2021(令和3)年3月18日

国立市議会議長 石井 伸之 様

提出者 重松 朋宏

” 柏木 洋志

” 上村 和子

” 望月 健一

議案の提出について

議員提出第 6 号議案

都立病院・公社病院の地方独立行政法人化の中止を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

都立病院・公社病院の地方独立行政法人化の中止を求める意見書（案）

2020年3月31日、小池東京都知事と東京都病院経営本部は都立病院・公社病院の地方独立行政法人化を2022年度内に行うとした「新たな病院運営改革ビジョン」を発表した。その内容は、府中市にある多摩総合医療センター、小児総合医療センター、神経病院をはじめとした都立病院8病院と多摩南部地域病院、多摩北部医療センターをはじめとする東京都保健医療公社6病院を全て東京都の直営から東京都が直接関与できない地方独立行政法人に切り替えるというものである。

新型コロナウイルス感染症への対応を真っ先に行ったのが都立病院・公社病院である。東京都の感染症指定病院は15病院118床（2020年3月時点）で、そのうち80床（全体の約68%）を都立病院・公社病院の4病院が占めている。また、都立病院は、民間では採算が取れず運営困難な感染症医療、災害対策医療、救急医療、高度医療、周産期医療、難病医療、小児医療などを「行政的医療」として行ってきた。感染症対策では、ECMO導入や陰圧室の整備など高額備品や設備の準備、医療従事者の訓練などが平時から行われている。だからこそ緊急時の早急な対応が可能であり、都民の命・暮らしを守り、地域医療を支える重要な役割を果たしている。

地方独立行政法人は、毎年補助金が削減され、独立採算が求められる。患者・利用者負担が増え、さらに、採算が取れない感染症医療や難病医療などの行政的医療は著しく低下することが危惧される。このことは、10年前に地方独立行政法人化された東京都健康長寿医療センターで、行政的医療に関わる運営負担金が13%も減らされ、また、差額ベッド料が新たに徴収され、入院保証料が10万円かかるなど、患者負担が増えたことを見ても明らかである。

今回の新型コロナウイルス感染症では、知事が直接都立病院・公社病院にその対応を指示することができ、すぐに医療体制の整備が行われた。しかし、地方独立行政法人になると、新たな感染症が発生した場合、東京都ができるのは直接の指示ではなく、依頼、お願い、要請になってしまう。これでは対応に遅れが生じかねず、都民の命と暮らし、健康を守ることは困難になる。

地方独立行政法人化された病院が採算を優先して、感染症受入病床を縮小すれば、医療崩壊はより早期にかつ確実に起き、救える命も救えなくなってしまう。

新型コロナウイルスの感染が収束せず、今後の拡大が危惧される中で、東京都としてやるべきことは、都立病院・公社病院を地方独立行政法人化して医療現場に不安と混乱を起こすことではなく、安心して医療に専念できるよう、あらゆる支援を行うことである。

よって、国立市議会は東京都に対し、直ちに都立病院・公社病院の地方独立行政法人化を中止し、地域医療の充実を図ることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2021(令和3)年3月 日

東京都国立市議会

提出先 東京都知事